

はじめに

- 介護保険法第 115 条に規定された「介護サービス情報の公表制度」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を、現実のサービス利用場面において保障する仕組みとして、介護サービス事業所に係る介護サービス情報（基本情報・運営情報）が都道府県知事に報告され、都道府県が必要と認める場合に訪問調査（事実確認調査）を経て、インターネット等を通じて広く社会に公表される仕組みである。
- 平成 18 年 4 月の施行以降、順次サービスが追加され、平成 21 年 4 月には対象となる 50 サービス全てに導入が完了し本格施行となった。また平成 24 年度よりサービスが開始された、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」「複合型サービス」については、平成 25 年度より情報公表が開始されている。本制度での、平成 24 年度分の介護サービス情報の公表データは、143,883 事業所分（情報公表システム内に保管されているデータ、鹿児島県の一部を除く）となっており、膨大な量の介護サービス事業所に係るデータが公表されている。
- 一般社団法人シルバーサービス振興会（以下、「振興会」という）では、平成 24 年 10 月の新公表システム導入を受け、各都道府県の協力の下、全国の公表データ（基本情報・運営情報）を集約し、中央集計システムで保存するとともに、収集した公表データの集計作業（原則として全サービス・全項目の公表項目（基本情報・運営情報）の基礎的集計（単純集計・クロス集計））を行ってきている。また、この基礎的集計は都道府県並びに公表センターの担当者に対してWEB上で公開している。
- 本報告書は、この膨大な「介護サービス情報」から見た介護保険サービスの現状として、主要な介護サービス 12 サービス（本文参照）を対象として、平成 24 年度の各都道府県の公表データの集計結果を中心にとりまとめたものである。
- 各都道府県等の介護保険担当者におかれては、全国の介護サービス事業者の動向の把握、他地域との介護サービス基盤の整備状況の比較、施策への反映等への活用等、利活用いただければ幸いである。介護サービス情報の公表制度が、経年にわたっての重要な情報基盤となることで、更なる利活用が促進されることを願い、謝辞に代えさせていただきたい。

目次

はじめに

本編	1
第1章 『介護サービス情報の公表』の概要	3
第1節 介護サービス情報の公表制度について	3
第1項 制度化の背景と経緯	3
第2項 本制度の目的	4
第3項 本制度の基本的考え方と概要	5
第2節 データの概要	7
第1項 データの全体構成	7
第2項 本報告書におけるデータ対象	9
第2章 経年変化にみる介護サービス事業所の概況	11
第1節 事業所における主要な基本属性の変化	11
第1項 事業所数の変化	11
第2項 事業所当たり従業者数	17
第3項 事業所当たり利用者数	20
第2節 介護サービスの質の確保・向上に向けた取り組みの変化	26
第1項 介護サービスの内容に関する事項(大項目Ⅰ)	27
第2項 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項(大項目Ⅱ)	33
第3項 介護サービス別の実施率の比較	39
第3章 介護サービスの内容分析	67
第1節 事業所の属性と介護サービスの質の確保・向上に向けた取り組みとの関係	67
第1項 「事業所規模」と取り組みの関係	67
第2項 「法人種別」と取り組みの関係	80

第 4 章 都道府県別データ比較.....	92
第 1 節 事業所属性の比較.....	92
第 2 節 実施率の比較.....	129
おわりに　～集計結果からみる傾向と集計結果の補足～.....	155

付属資料(DVD-R)

平成 24 年度のサービス別市町村別の基礎データ

注:本データは平成 24 年度時点の市区町村区分で集計を行っている

本編

